

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

香川県知事 池田豊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第756号	加工家きんふん肥料	発酵ペレット鶏ふん	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 3.5	含有を許される有害成分の最大量その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社新延孵化場 香川県三豊市三野町吉津甲984	令和11年2月20日